

厚生科学研究  
(子ども家庭総合研究事業)

ひとり親家族施策に関する総合的研究

平成12年度研究報告書

平成13年 3 月

主任研究者 湯 澤 直 美

## 目 次

### 総括研究報告書

|                |       |     |
|----------------|-------|-----|
| ◆研究要旨          | ----- | 5   |
| ◆研究協力者         | ----- | 6   |
| A. 研究目的        | ----- | 6   |
| B. 研究方法        | ----- | 7   |
| C. 研究結果        | ----- | 8   |
| ○調査結果の概要～Ⅰ．総括編 | ----- | 1 0 |
| ○調査結果の概要～Ⅱ．施策編 | ----- | 2 2 |
| D. 考察          | ----- | 4 1 |
| E. 今後の課題       | ----- | 4 4 |

## ひとり親家族施策に関する総合的研究

（H12－子ども－012）

主任研究者 湯澤直美（立教大学 専任講師）

### ◆研究要旨

近年、わが国では離婚率・離婚件数が上昇傾向にあり、ひとり親家族が増えつつある。社会福祉の領域においては、当初は母子家族の生活問題への着目がなされ、ついで寡婦の生活問題が顕在化した。昨今では父子家族が抱える生活問題にアプローチする必要性も指摘されてきている。また、政策動向としては児童扶養手当制度のあり方が注目されるとともに、ひとり親家族の総合的な自立支援制度の必要性が指摘されている。そのようななかで、ひとり親家族への社会的支援策の今後の方向性を検討することは重要な政策課題のひとつである。本研究グループでは、わが国のひとり親家族の実態とこれまでの政策効果の検討をふまえ、ひとり親家族施策の再編成の方向性を明らかにすることが今日的課題であると認識し、そのための基礎的な研究として①ひとり親家族に関する先行研究の整理・検討、②自治体におけるひとり親家族施策に関する基礎的データおよび資料の収集・分析を中心として実施してきた。

その結果、まず、ひとり親家族については、①世帯数の把握②生活実態の把握という点において課題があり、その方法を検討する必要性が明らかにされた。次に、自治体におけるひとり親福祉施策の実施状況の検討から以下のような課題が析出された。第一に、ひとり親世帯の自立支援という場合、どのような視点とサービスが必要であるかを多面的に検討する必要がある、という点である。第二に、自治体の各施策の実施状況について、更に詳細な把握と検討をする必要性についてである。補助事業である施策が多いなか、実施市町村の割合や世帯種別による実施割合が自治体間で格差があることに加え、助成内容などにおいても多様な設定がなされているため、施策のニーズや効果を測定していくためには、実施状況を詳細に把握し、地域間格差をふまえておくことが重要である。第三に、父子世帯への福祉施策の内容を再検討し、生活実態にみあった施策を講じていくことが必要である。第四に、就労支援策を再検討することがあげられる。第五に、効果的な事業の実施方法の検討、という点があげられる。事業の地域的偏在の解消とともに、利用方法を当事者のニーズや生活実態に合わせて改善することが望まれる。第六に、委託方式のあり方について検討する必要性があげられる。本調査では母子福祉団体への事業委託が多くなされていることが把握されたが、事業の地域的偏在の解消や父子世帯になじみやすい委託先の多元化、委託先への補助のあり方など、委託の実施方法について検討することが必要である。第七に、現代的な変化に対応したニーズの把握と施策の展開、という点があげられる。事業の効果や必要性を明らかにしていくためにも、現代的なニーズをふまえて、利用実績の統計の取り方や事業の実施方法について検討を深めていくことが課題である。

◆研究協力者（アイウエオ順）

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 石田 浩        | 東京大学社会科学研究所 教授   |
| イト・ペング      | 関西学院大学 助教授       |
| エザワ・アヤ・エリーゼ | 米国イリノイ大学 在籍      |
| 下夷 美幸       | 日本女子大学人間社会学部 助教授 |
| 庄司 洋子       | 立教大学社会学部 教授      |
| 藤原 千沙       | 岩手大学人文社会学部 専任講師  |

## A. 研究目的

近年、わが国では離婚率・離婚件数が上昇しており、ひとり親家族が着実に増えつつある。社会福祉の領域においては、当初は母子家族の生活問題への着目となされ、ついで子どもが成人したのちの寡婦の生活問題が顕在化した。昨今では父子家族が抱える生活問題についてアプローチする必要性も指摘されてきている。そのようななかで、ひとり親家族への社会的支援策の方向性を検討することは政策課題のひとつであり、1997 年に出された中央児童福祉審議会児童扶養手当部会報告においては、21 世紀に向けたひとり親家族施策として「総合的な支援制度」という方向性が示されている。

本研究グループでは、わが国のひとり親家族の実態とこれまでの政策効果の検討をふまえ、ひとり親家族施策の再編成の方向性を明らかにすることが重要な課題であることに着目し、ひとり親家族の自立支援策をめぐる大規模調査を計画している。本研究は、そのための予備的研究として位置しているものである。具体的には、①ひとり親家族に関する先行研究の整理・検討、②都道府県および政令指定都市・中核市におけるひとり親家族施策に関する基礎的なデータおよび資料の収集・分析を中心として実施してきた。それら①②の過程において、ひとり親家族問題の歴史的推移と近年の動向を確認し、さらにそれらがどのように捉えられてきたのかの学問的・方法論的検討を行い、次年度以降調査の具体的な課題と分析枠組みを確立することを目的としている。

本研究の必要性は、第一に、ひとり親家族問題はきわめて多岐にわたり学際的な検討が必要なこと、さらに、各個別領域での先行研究での成果と課題を整理・検討し総合化を図ることが不可欠であることである。つまり、ひとり親家族問題はきわめて多岐にわたり、就労・所得・養育・進学・住宅・家族関係など、さまざまな問題が重なり合っている。しかし、これまでのひとり親研究では、福祉サービスについては社会福祉学、手当や年金をはじめとした所得保障については社会政策学、雇用機会や就労問題については労働経済学、離婚制度や養育費については法律学など、個別の研究領域で行われており、社会事業時代から研究が重ねられているにもかかわらず、相互の交流はきわめて少ない現状にある。21 世紀に向けてのひとり親家族施策として「総合的な支援制度」という方向性が示されている以上、各個別領域での先行研究での成果と課題を整理・検討し総合化を図ることは不可欠な作業であるといえる。

第二に、ひとり親家族の生活問題には地域的偏差があること、さらに、ひとり親家族施策の多くは国の補助事業であり、実際の実施主体である都道府県・政令指定都市および中核市の資料の収集・分析が不可欠であることである。たとえば、諸外国における近年のひとり親家族研究の高まりに伴い日本の実態が比較検討されることがあるが、その多くは全国平均値あるいは首都圏を代表として語られている。しかし、離婚率や女性の雇用機会などからもわかるように国内における地域的な偏差は大きく、それら地域の特徴を明らかにすることは、国内研究はもとより国際比較をする場合でも不可欠な作業であろう。

第三に、ひとり親家族を統一的に捉える視角が必要であることがあげられる。わが国のひとり親家族研究は、母子家族研究が主流であり、近年になりようやく父子家族研究が着手されてきた。そのようななかで、母子家族・父子家族研究はそれぞれ別個に進められてきている。本研究では、これらの研究を統合し、ひとり親家族という総合的視角からアプローチを進めていく。それは、ひとり親家族問題の共通基盤を明らかにするとともに、ジェンダーの視角から独自の問題を析出することにも寄与する作業である。

本研究の成果により次年度以降の調査を効果的に行うことができれば、ひとり親家族福祉のみならず所得保障や就労支援を含めた国民福祉全体の向上に寄与することと考えられる。

## B. 研究方法

### ◆研究計画と方法

具体的な研究計画と研究方法については以下の通りである。

#### ①ひとり親家族に関する先行研究の整理・検討

各研究領域におけるひとり親家族問題について、研究の動向と把握の方法について検討する。「家族福祉・家族政策」「社会保障・所得保障」「離婚・養育費」「社会福祉サービス」「社会階層・労働問題」「海外のひとり親家族問題」等のテーマで検討を重ね、各領域における研究の動向や方法的特徴を分析することにより、次年度以降の実態調査にむけての具体的な課題や分析方法を明確とする。

#### ②自治体におけるひとり親家族施策に関する基礎的データおよび資料の収集・分析

都道府県・政令指定都市および中核市・東京 23 区におけるひとり親家族施策の実態を把握するために、自治体調査を実施する。また、自治体が実施している既存の実態調査や統計資料、およびひとり親家族に向けたパンフレットを収集する。

それら資料を分析することにより、自治体におけるひとり親家族施策の基礎的なデータを得るとともに、地域的な特徴を明らかにする。

#### ③ひとり親家族の自助団体及びひとり親家族を支援する民間団体の調査の収集・分析

ひとり親家族の自助団体や支援する民間団体が実施している既存の調査を収集し、自治体調査との相違や特質などを把握し、次年度以降の調査の枠組みと調査票作成に関する資

料とする。

上記①②③を実施するにあたっては、当事者の視点に留意し、倫理面への配慮をおこなっている。

#### ◆本報告書の内容

なお、本報告書では、紙数の関係上、都道府県および政令市・中核市におけるひとり親家族施策の現状を把握するために実施した「自治体におけるひとり親世帯の福祉施策に関する調査」の結果を中心に以下に報告する。

### C. 研究結果

#### ◆調査内容と方法

##### (1) 調査名

「自治体におけるひとり親世帯の福祉施策に関する調査」

##### (2) 目的

自治体におけるひとり親世帯の福祉施策の現状について、各事業の実施状況と課題を把握する。さらに、ひとり親福祉施策の自治体における位置や担当者の意向を把握することにより、今後の施策の方向性を検討することを目的とする。

##### (3) 調査設計

- ・調査対象：都道府県、政令指定都市、中核市のひとり親福祉施策の所管
- ・標本数：都道府県→47団体  
政令指定都市・中核市→33団体
- ・調査方法：郵送法（調査票を郵送し、回収用封筒により郵送で回収）

#### ◆調査項目

調査票は、以下の2種類のものを作成。

##### 総括編（A票）の調査票の構成

##### 1. 自治体におけるひとり親世帯の実態把握の現状

##### ①自治体における「ひとり親世帯数」の把握方法

- ・自治体で独自に把握をしている場合→把握方法・把握年・ひとり親世帯の定義  
世帯数
- ・自治体で独自に把握していない場合→把握方法・把握年・世帯数

##### ②ひとり親世帯を対象とした「生活実態を把握するための調査」の実施状況

- ・実施の有無
- ・実施している場合→過去10年の実施年・調査名・調査対象  
最新の調査におけるひとり親世帯の定義・抽出方法・実施  
方法・サンプル数

## 2. ひとり親福祉の所管

- ①ひとり親世帯の福祉施策を所管する担当部署名
- ②過去10年における担当部署の変更の有無
  - ・変更した場合→変更内容
  - ・変更がなかった場合→変更予定の有無とその内容

## 3. 自助組織

- ①母子福祉団体（母子及び寡婦福祉法に規定されている団体）への働きかけの内容
- ②①以外のひとり親世帯の自助組織の有無
  - ・ある場合→組織名・対象・活動内容の把握・働きかけの内容

## 4. 広報活動の現状

- ひとり親世帯に配付するパンフレットの発行状況
  - ・発行している場合→名称・対象・発行方法・配付方法

## 5. ひとり親福祉施策に対する意見

- ①母子世帯の福祉施策に関して自治体で話題になっていること
- ②父子世帯の福祉施策に関して自治体で話題になっていること
- ③ひとり親世帯の福祉施策に関する意見

## 総括編（B票）の調査票の構成

### 1. 母子家庭及び寡婦自立促進事業の現状

- ①訪問介護員（ホームヘルパー）等養成講習会
- ②就労促進事業
- ③特別相談事業

### 2. 母子家庭等介護人派遣事業の現状

実施の有無・実施の方法・介護人・介護人報酬・派遣対象地域・派遣申請手続・課題等

### 3. 父子家庭等支援事業の現状

- ①児童訪問援助事業
- ②派遣家庭情報交換事業
- ③広報事業

### 4. 母子家庭等生活指導強化事業の現状

- ①母子家庭等指導講座事業
- ②母子家庭等電話相談事業

### 5. 子育て支援短期利用事業の現状

- ①短期入所生活援助事業
- ②夜間養護等事業

### 6. 母子生活支援施設における広域入所促進事業の現状

### 7. 単独事業（独自事業）における医療費助成事業の現状

### 8. その他の単独事業の現状

## ◆回収結果

| 自治体種別   | 対象数   | 有効回収数 | 回収率    | 計     |       |
|---------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 都道府県    | 47 団体 | 39 団体 | 83%    | 対象数   | 80 団体 |
| 政令市・中核市 | 33 団体 | 29 団体 | 87.9 % | 有効回収数 | 68 団体 |
|         |       |       |        | 有効回収率 | 85%   |

## ◆調査結果の概要～Ⅰ．総括編～

以下では、総括編・施策編に分けて、調査結果を分析する。なお、自治体については「団体」という用語を用いて数量表記をする。また、「都道府県」の数値と「政令市・中核市」の数値は別表記をするが、双方を合わせて分析する場合には「総計」として結果を記載していく。

### 1. 自治体におけるひとり親世帯の実態把握の現状

#### (1) 自治体における「ひとり親世帯数」の把握方法

ひとり親世帯の福祉施策を検討するにあたっては、その前提として自治体において「ひとり親世帯数」および「ひとり親世帯の生活実態」をどのように把握しているか、という点に着目する必要がある。

【把握方法～独自に把握している場合】

まず第一に、「ひとり親世帯数の把握の状況」についてみると、「自治体で独自に把握している」都道府県は、回答のあった 39 団体のうち 29 団体（74.4 %）、政令市・中核市では 29 団体のうち 7 団体（24.1 %）である。つまり、都道府県では約 4 分の 1、政令市・中核市では約 4 分の 3 が自治体で独自には把握していない、という結果であった。（1 団体のみが、父子世帯は独自に把握していないが、母子世帯・寡婦世帯は独自に把握しているという回答であり、世帯種別により相違がある場合もみられた。）

そこで、独自に把握している場合の把握方法を世帯種別ごとにみると、「住民基本台帳」により把握している場合は、母子世帯では都道府県が 8 団体（27.6 %）、政令市・中核市が 3 団体（37.5 %）であり、父子世帯では都道府県が 8 団体（27.6 %）、政令市・中核市が 3 団体（42.9 %）、寡婦世帯では都道府県が 6 団体（20.7 %）、政令市・中核市が 2 団体（25%）である。また、「民生委員・児童委員調べ」により把握している場合は、母子世帯では都道府県が 5 団体（17.2 %）、政令市・中核市が 1 団体（12.5 %）であり、父子世帯では都道府県が 6 団体（20.7 %）、政令市・中核市が 1 団体（14.3 %）、寡婦世帯では都道府県が 4 団体（13.8 %）、政令市・中核市はゼロである。〔父子については都道府県で 1 団体が無回答、寡婦は都道府県で 8 団体、政令市・中核市で 4 団体が無回答〕

いずれの世帯種別においても、「住民基本台帳」による把握は政令市・中核市の方が割合が高く、「民生・児童委員調べ」による把握は都道府県の方が割合が高い傾向がみられる。また、この他の把握方法としては、「市町村調査」「母子福祉推進員」「福祉事務所」



「母子家庭医療費助成数」「住民基本台帳および児童扶養手当申請書」「母子父子世帯等生活実態調査」などがあげられた。

第二に、「最新の把握年」について、「2000 年以降に把握している自治体」を世帯種別ごとにみると、母子世帯では都道府県が 12 団体（41.4 %）、政令市・中核市が 5 団体（62.5 %）である。父子世帯では都道府県が 8 団体（32.1 %）、政令市・中核市が 4 団体（57.1 %）、寡婦世帯では都道府県が 7 団体（33.3 %）、政令市・中核市が 3 団体（75 %）である。いずれも都道府県よりも政令市・中核市の方が 2000 年以降に把握している割合は高くなっている。

第三に、把握する際の「各世帯の定義」を総計でみると、母子世帯・父子世帯の場合には①「配偶者のない女子（あるいは男子）で現に児童を扶養している世帯」として子どもの年齢規定をしていない場合と、②子どもの年齢規定をしている場合があり、後者の場合には「20 歳未満」としている自治体が大半である。また、寡婦世帯の場合は、①「現に配偶者のいない女子であって、かつて母子世帯として児童を扶養していたことのある世帯」として女子（母親）と子どもの年齢を規定していない場合、②子どもの年齢を規定している場合、③母親の年齢を規定している場合、④母親・子ども双方の年齢を規定している場合、⑤現に一人暮らしであることを規定している場合、がみられる。女性（母親）の年齢規定としては、「65 歳未満」「30 歳以上 65 歳未満」「40 歳以上 65 歳未満」「65 歳未満」「40 歳以上 70 歳未満」などがあり、自治体により多様な規定がされていることがわかる。

#### 【把握方法～独自に把握していない場合】

次に、独自に把握していない自治体についてみていこう。まず第一に、「独自に把握していない場合の把握方法」を世帯種別ごとにみると、「国勢調査」により把握している場合は、母子世帯では都道府県が 4 団体（40 %）、政令市・中核市が 12 団体（57.1 %）である。父子世帯では都道府県が 5 団体（50 %）、政令市・中核市が 14 団体（63.6 %）であり、寡婦世帯では都道府県が 3 団体（3 %）が、政令市・中核市が 1 団体（4.8 %）である。[母子では都道府県で 1 団体、父子では都道府県で 2 団体・政令市・中核市で 1 団体、寡婦では都道府県で 4 団体・政令市・中核市で 14 団体が無回答]

この他には、「全国母子世帯等調査結果から推計」「児童扶養手当受給者数＋国民年金受給者数」などがあげられた。なお、「国民生活基礎調査」により把握している自治体は、どの世帯種別においても皆無であった。

第二に、「最新の把握年」について、「2000 年以降に把握している自治体」を世帯種別ごとにみると、母子世帯では都道府県が 2 団体（22.2 %）、政令市・中核市が 6 団体（28.6 %）である。父子世帯では都道府県が 1 団体（12.5 %）、政令市・中核市が 3 団体（13.6 %）、寡婦世帯では都道府県が 2 団体（33.3 %）、政令市・中核市が 1 団体（4.8 %）である。[母子では政令市・中核市で 1 団体、父子では政令市・中核市で 2 団体、寡婦では政令市・中核市で 15 団体が無回答]

●以上の結果を概括すると、ひとり親世帯数を独自に把握している自治体は都道府県では約 4 分の 3 である一方、政令市・中核市では約 4 分の 1 であるという相違がみられた。また、把握年についてみると、独自に把握していない自治体の方が 2000 年以降に把握して

いる比率が低くなる傾向がみられた。世帯をどのように定義しているかについては、寡婦世帯の定義が自治体により多様であった。

## （２）ひとり親世帯を対象とした「生活実態を把握するための調査」の実施状況

ひとり親世帯を対象とした生活実態を把握するための調査の実施状況についてみると、「実施している」自治体は、都道府県では 28 団体（71.8 %）、政令市・中核市では 5 団体（17.2 %）である。

調査票では、実施している自治体について、過去 10 年くらいの間に実施された実態調査について全てあげてもらい、①実施年、②調査名、③調査対象について尋ねている。また、最新の調査については、①ひとり親世帯の定義、②抽出方法、③実施方法、④サンプル数、について尋ねている。

### 【過去 10 年の調査実施年】

そこでまず、「過去 10 年くらいの間に実施された実態調査」についてみると、実施している 33 団体（都道府県、政令市・中核市計）において回答欄に記載のあった総調査数は 84 調査（都道府県 70、政令市・中核市 14）である。この 84 調査について、第 1 に「実施年」についてみると、総計では、「1995 年以降」に実施されたものが 25 調査（29.8 %）、「1991 ～ 1995 年」が 23 調査（27.4 %）、「1981 ～ 1990 年」が 22 調査（26.2 %）、「1980 年以前」が 14 調査（16.7 %）である。このうち 2000 年以降に実施されているものをみると、4 調査（4.8 %）である。設問では「過去 10 年くらい」と限定したものの、回答者によっては 1960 ・ 1970 年代にまで遡って記載されているものがあるため、このような結果となっている。

調査名称の記載のあった 31 自治体の回答のなかから、1990 年以降のものに限定して調査の実施頻度についてみると、「2 回」実施している自治体が最も多く 17 団体（54.8 %）、「1 回」実施が 10 団体（32.3 %）であり、そのほかには「3 回」実施が 2 団体（6.5 %）、「4 回」および「0 回（90 年代には実施していない自治体）」がそれぞれ 1 団体（3.2 %）である。これらのうち、定期的の実態調査を実施していると推察される自治体は 12 団体である。なお、90 年代に実態調査を実施していない自治体の最新の調査年は 1980 年であった。

### 【過去 10 年の調査の対象】

第二に、実態調査の「対象」についてみると、回答のあった 84 調査中、「母子世帯を対象」としているものは 77 調査（91.7 %）、「父子世帯を対象」としているものは 63 調査（75 %）、「寡婦」を対象としているものは 48 調査（57.1 %）である〔都道府県では 1 団体、政令市・中核市では 1 団体が無回答〕。調査の形態としては、「ひとり親家庭等実態調査」として母子・父子・寡婦を対象としている自治体のほか、母子と父子を実施年を分けている自治体、母子のみを対象として父子・寡婦の調査は実施していない自治体、などがみられる。

### 【最新の調査の実施方法】

第三に、最新の实態調査について「実施方法」をみると、都道府県では「郵送」「留置」がそれぞれ 9 団体（42.4 %）であり、次いで「面接」「その他」が 5 団体（17.9 %）であ

る。政令市・中核市では、「郵送」が5団体（100 %）である。全般的には郵送による調査が多い傾向にあることがわかる。

●以上の結果を概括すると、都道府県では4分の3弱で実施しているのに対し、政令市・中核市では8割強が実施していない。これらの実施の頻度から定期的に実施しているかどうかをみると、定期的な実施は3割前後であると推察される。また、調査対象については、母子世帯については殆どの調査が対象としているのに対し、父子は75 %、寡婦は6割弱が対象であり、関心の払われ方に相違がみられることがわかる。調査方法としては郵送調査が多く、面接調査は少ない傾向であった。

## 2. ひとり親福祉の所管

### （1）ひとり親世帯の福祉施策を所管する担当部署

ひとり親世帯の福祉施策を所管する担当部署がどこに置かれているかを把握するために、「母子福祉の所管」「父子福祉の所管」「寡婦福祉の所管」のそれぞれについて、「部・課・係」名を記入する質問項目を設けた。その結果は、以下の表の通りである。

#### ■都道府県における担当部署

|    | 母子福祉の所管               | 父子福祉の所管               | 寡婦福祉の所管               |
|----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1  | 保健福祉部児童家庭課母子保育係       | 保健福祉部児童家庭課児童手当係       | 保健福祉部児童家庭課主査（貸付）      |
| 2  | 健康福祉部こどもみらい課家庭福祉班     | 健康福祉部こどもみらい課家庭福祉班     | 健康福祉部こどもみらい課家庭福祉班     |
| 3  | 保健福祉部子ども家庭課母子支援班      | 保健福祉部子ども家庭課母子支援班      | 保健福祉部子ども家庭課母子支援班      |
| 4  | 健康福祉部児童家庭課母子係         | 健康福祉部児童家庭課母子係         | 健康福祉部児童家庭課母子係         |
| 5  | 保健福祉部児童福祉課施設福祉係       | 保健福祉部児童福祉課施設福祉係       | 保健福祉部児童福祉課施設福祉係       |
| 6  | 保健福祉部児童家庭課児童福祉担当      | 保健福祉部児童家庭課児童福祉担当      | 保健福祉部児童家庭課児童福祉担当      |
| 7  | 保健福祉部青少年こども課福祉・母子担当   | 保健福祉部青少年こども課福祉・母子担当   | 保健福祉部青少年こども課福祉・母子担当   |
| 8  | 健康福祉部こども家庭課ひとり親家庭担当   | 健康福祉部こども家庭課ひとり親家庭担当   | 健康福祉部こども家庭課ひとり親家庭担当   |
| 9  | 健康福祉部児童家庭課母子福祉班       | 健康福祉部児童家庭課母子福祉班       | 健康福祉部児童家庭課母子福祉班       |
| 10 | 子ども家庭部育成課ひとり親福祉係      | 子ども家庭部育成課ひとり親福祉係      | 子ども家庭部育成課ひとり親福祉係      |
| 11 | 福祉部児童福祉課母子福祉班         | 福祉部児童福祉課母子福祉班         | 福祉部児童福祉課母子福祉班         |
| 12 | 福祉保健部児童家庭課母子福祉係       | 福祉保健部児童家庭課母子福祉係       | 福祉保健部児童家庭課母子福祉係       |
| 13 | 健康福祉部子育て支援課家庭福祉係      | 健康福祉部子育て支援課家庭福祉係      | 健康福祉部子育て支援課家庭福祉係      |
| 14 | 福祉保健部児童家庭課母子福祉担当      | 福祉保健部児童家庭課母子福祉担当      | 福祉保健部児童家庭課母子福祉担当      |
| 15 | 社会部青少年家庭課母子係          | 社会部青少年家庭課母子係          | 社会部青少年家庭課母子係          |
| 16 | 健康福祉部家庭福祉室家庭福祉係       | 健康福祉部家庭福祉室家庭福祉係       | 健康福祉部家庭福祉室家庭福祉係       |
| 17 | 健康福祉部児童家庭課家庭・施設福祉グループ | 健康福祉部児童家庭課家庭・施設福祉グループ | 健康福祉部児童家庭課家庭・施設福祉グループ |

|    |                       |                       |                       |
|----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 18 | 健康福祉部こども家庭課家庭健康支援グループ | 健康福祉部こども家庭課家庭健康支援グループ | 健康福祉部こども家庭課家庭健康支援グループ |
| 19 | 健康福祉部児童家庭課家庭福祉係       | 健康福祉部児童家庭課家庭福祉係       | 健康福祉部児童家庭課家庭福祉係       |
| 20 | 県民生活部健康福祉局児童課家庭福祉係    | 県民生活部健康福祉局児童課家庭福祉係    | 県民生活部健康福祉局児童課家庭福祉係    |
| 21 | 福祉部児童福祉課母子福祉係         | 福祉部児童福祉課母子福祉係         | 福祉部児童福祉課母子福祉係         |
| 22 | 福祉保健部児童家庭課母子福祉班       | 福祉保健部児童家庭課母子福祉班       | 福祉保健部児童家庭課母子福祉班       |
| 23 | 保健福祉部家庭福祉課母子係         | 保健福祉部家庭福祉課母子係         | 保健福祉部家庭福祉課母子係         |
| 24 | 福祉保健部児童福祉課母子係         | 福祉保健部児童福祉課母子係         | 福祉保健部児童福祉課母子係         |
| 25 | 健康福祉部児童家庭課母子福祉係       | 健康福祉部児童家庭課母子福祉係       | 健康福祉部児童家庭課母子福祉係       |
| 26 | 保健福祉部子育て支援課家庭福祉係      | 保健福祉部子育て支援課家庭福祉係      | 保健福祉部子育て支援課家庭福祉係      |
| 27 | 保健福祉部児童福祉課母子福祉係       | 保健福祉部児童福祉課母子福祉係       | 保健福祉部児童福祉課母子福祉係       |
| 28 | 保健福祉部児童家庭課母子福祉係       | 保健福祉部児童家庭課母子福祉係       | 保健福祉部児童家庭課母子福祉係       |
| 29 | 福祉保健環境部児童青少年課母子福祉係    | 福祉保健環境部児童青少年課母子福祉係    | 福祉保健環境部児童青少年課母子福祉係    |
| 30 | 福祉保健部児童家庭課母子福祉班       | 福祉保健部児童家庭課児童福祉班       | 福祉保健部児童家庭課母子保健班       |
| 31 | 健康福祉部児童家庭課家庭福祉係       | 健康福祉部児童家庭課家庭福祉係       | 健康福祉部児童家庭課家庭福祉係       |
| 32 | 福祉保健部子育て支援課母子福祉係      | 福祉保健部子育て支援課母子福祉係      | 福祉保健部子育て支援課母子福祉係      |
| 33 | 福祉保健部児童家庭課家庭福祉係       | 福祉保健部児童家庭課家庭福祉係       | 福祉保健部児童家庭課家庭福祉係       |
| 34 | 保健福祉部児童福祉課家庭福祉係       | 保健福祉部児童福祉課家庭福祉係       | 保健福祉部児童福祉課家庭福祉係       |
| 35 | 福祉保健部児童家庭課母子係         | 福祉保健部児童家庭課母子係         | 福祉保健部児童家庭課母子係         |
| 36 | 健康福祉環境部児童家庭課家庭福祉係     | 健康福祉環境部児童家庭課家庭福祉係     | 健康福祉環境部児童家庭課家庭福祉係     |
| 37 | 保健福祉部児童保健福祉課母子福祉係     | 保健福祉部児童保健福祉課母子福祉係     | 保健福祉部児童保健福祉課          |
| 38 | 健康福祉部児童福祉課家庭福祉グループ    | 健康福祉部児童福祉課家庭福祉グループ    | 健康福祉部児童福祉課家庭福祉グループ    |
| 39 | 福祉保健部子育て支援課母子福祉係      | 福祉保健部子育て支援課母子福祉係      | 福祉保健部子育て支援課母子福祉係      |

# ■政令市・中核市における担当部署

|   | 母子福祉の所管               | 父子福祉の所管               | 寡婦福祉の所管               |
|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 | 児童家庭部児童家庭課児童家庭係       | 児童家庭部児童家庭課児童家庭係       | 児童家庭部児童家庭課児童家庭係       |
| 2 | 健康福祉局こども家庭部こども企画課     | 健康福祉局こども家庭部こども企画課     | 健康福祉局こども家庭部こども企画課     |
| 3 | 保健福祉推進部児童保健福祉課母子保健福祉係 | 保健福祉推進部児童保健福祉課母子保健福祉係 | 保健福祉推進部児童保健福祉課母子保健福祉係 |
| 4 | 児童福祉部児童課児童係           | 児童福祉部児童課児童係           | 児童福祉部児童課児童係           |
| 5 | 健康福祉局児童部児童保健福祉課       | 健康福祉局児童部児童保健福祉課       | 健康福祉局児童部児童保健福祉課       |

|    |                         |                         |                      |
|----|-------------------------|-------------------------|----------------------|
| 6  | 児童家庭部児童課家庭福祉係           | 児童家庭部児童課家庭福祉係           | 児童家庭部児童課家庭福祉係        |
| 7  | 保健福祉局福祉部児童家庭課子育て支援係     | 保健福祉局福祉部児童家庭課子育て支援係     | 保健福祉局福祉部児童家庭課子育て支援係  |
| 8  | 社会局児童福祉課児童係             | 社会局児童福祉課児童係             | 社会局児童福祉課児童係          |
| 9  | 生活福祉部児童家庭課母子係           | 生活福祉部児童家庭課母子係           | 生活福祉部児童家庭課母子係        |
| 10 | 保健福祉局児童家庭部児童家庭課児童家庭係    | 保健福祉局児童家庭部児童家庭課児童家庭係    | 保健福祉局児童家庭部児童家庭課児童家庭係 |
| 11 | 福祉保健部児童家庭課母子福祉担当        | 福祉保健部児童家庭課母子福祉担当        | 福祉保健部児童家庭課母子福祉担当     |
| 12 | 保健福祉部児童家庭課児童婦人係         | 保健福祉部児童家庭課児童婦人係         | 保健福祉部児童家庭課児童婦人係      |
| 13 | 保健福祉部児童福祉課児童福祉係         | 保健福祉部児童福祉課児童福祉係         | 保健福祉部児童福祉課児童福祉係      |
| 14 | 保健福祉部児童福祉課児童係           | 保健福祉部児童福祉課児童係           | 保健福祉部児童福祉課児童係        |
| 15 | 福祉保健部児童福祉課母子児童係         | 福祉保健部児童福祉課母子児童係         | 福祉保健部児童福祉課母子児童係      |
| 16 | 福祉保健部福祉総務課家庭福祉担当        | 福祉保健部福祉総務課家庭福祉担当        | 福祉保健部福祉総務課家庭福祉担当     |
| 17 | 保健福祉部こども家庭課家庭係          | 保健福祉部こども家庭課家庭係          | 保健福祉部こども家庭課家庭係       |
| 18 | 保健福祉部児童保育課児童係           | 保健福祉部児童保育課児童係           | 保健福祉部児童保育課児童係        |
| 19 | 福祉保健部児童家庭課家庭福祉担当        | 福祉保健部児童家庭課家庭福祉担当        | 福祉保健部児童家庭課家庭福祉担当     |
| 20 | 児童福祉部児童家庭課母子福祉係         |                         |                      |
| 21 | 福祉部児童福祉課児童・母子福祉担当       | 福祉部児童福祉課児童・母子福祉担当       | 福祉部児童福祉課児童・母子福祉担当    |
| 22 | 保健福祉局福祉部家庭児童課福祉係        | 保健福祉局福祉部家庭児童課福祉係        | 保健福祉局福祉部家庭児童課福祉係     |
| 23 | 保健福祉部福祉総務課民生係、市民部医療助成課  | 保健福祉部福祉総務課民生係、市民部医療助成課  | 保健福祉部福祉総務課民生係        |
| 24 | 健康福祉部子ども福祉課母子福祉係        | 健康福祉部子ども福祉課母子福祉係        | 健康福祉部子ども福祉課母子福祉係     |
| 25 | 福祉保健部児童福祉課母子児童係         |                         |                      |
| 26 | 福祉部福祉総務課援護係、福祉部児童家庭課保育係 | 福祉部福祉総務課援護係、福祉部児童家庭課保育係 | 福祉部福祉総務課援護係          |
| 27 | 児童施策推進部児童福祉推進課育成係       | 児童施策推進部児童福祉推進課育成係       | 児童施策推進部児童福祉推進課育成係    |
| 28 | 福祉事務所児童家庭課              | 福祉事務所児童家庭課              | 福祉事務所児童家庭課           |
| 29 | 福祉事務所保健福祉部児童家庭課家庭福祉係    | 福祉事務所保健福祉部児童家庭課家庭福祉係    | 福祉事務所保健福祉部児童家庭課家庭福祉係 |

●以上の結果を概括すると、担当部署については、回答のあった 68 団体のうち、一部未記入のある 4 団体を除くと、母子・父子・寡婦の担当部署が同一である自治体が 65 団体と大半である。母子・父子・寡婦の担当係名が異なっているのは、都道府県のうちの 2 団体である。（上記表中の No 1 / No30）

そこで、まず、担当の「部」からみると、都道府県においては福祉関連の部となっている自治体が大半である（名称は「保健福祉部」「健康福祉部」など多様）。「社会部」「子ども家庭部」となっている自治体がそれぞれ 1 団体あるが、後者については福祉局に所属しているものである。政令市・中核市においても、福祉関連の部署名が大半であり、その他には、「社会局」「児童家庭部」「児童施策推進部」がみられた。

「課」についてみると、「子ども（または児童・青少年）家庭課」がもっとも多く、回答のあった 68 団体のうち総計で 33 団体である。この他には、「育成課」「児童福祉課」「児童課」「子育て支援課」などがみられるほか、「総務課」という自治体もみられた。

「係」について、母子・寡婦・父子とも同一の係である自治体のなかで多い順にみると、「母子福祉係」が 16 団体、「家庭福祉係」が 14 団体、「母子係」が 8 団体（母子支援係・福祉母子担当を含む）となっている〔注：一部の自治体は、係でなく「担当」「班」「グループ」等である〕。この他には、「家庭健康支援係」「児童家庭係」「家庭・施設福祉係」「家庭係」といった“家庭”がつく係名、「児童係」「母子児童係」「児童婦人係」「児童福祉係」「子育て支援係」といった“児童”“子育て”がつく係名があり、その他に「福祉係」「援護係」「育成係」等となっている。「ひとり親福祉係」として“ひとり親”という括り方をしている自治体は 2 団体のみである。このようにみると、父子福祉の所管は「母子福祉」「母子」係に包括されている場合も多くあり、また、ひとり親福祉は「家庭福祉」の一環として位置づけられている団体が多いことがわかる。

## （２）担当部署の変更

上記で把握した担当部署について、過去 10 年の間に変更があったかどうか、また、変更がなかった場合には今後変更する予定があるかないかを尋ねたところ、以下のような結果であった。

### 【過去 10 年間の変更の有無】

まず、過去 10 年間の変更の有無についてみると、都道府県においては「変更があった」自治体が 14 団体（35.9 %）、「変更はなかった」自治体が 25 団体（64.1 %）である。政令市・中核市では、無回答の 1 団体を除き、「変更があった」自治体が 16 団体（55.2 %）、「変更はなかった」自治体が 12 団体（41.4 %）であり、政令市・中核市においての方が変更があった自治体の比率は高くなっている。

どのような変更があったかについてみると、「福祉部」が「保健福祉部」に変更したといったような福祉行政全般の変動のなかで部の名称が変更されたものの他には、一例をあげると以下のようなものがみられる。

| 変更前      | 変更後                     |
|----------|-------------------------|
| 「婦人児童課」  | → 「児童福祉課」「児童家庭課」「女性児童課」 |
| 「青少年女性課」 | → 「児童福祉課」               |
| 「女性児童課」  | → 「家庭児童課」               |
| 「児童母子課」  | → 「女性行政推進課」             |
| 「保育母子課」  | → 「子ども福祉課」              |
| 「母子福祉係」  | → 「ひとり親福祉係」「家庭福祉係」      |

上記のように、時代の変化と同様に「婦人」という用語を使用しないようになった自治体や、「母子」という括り方を「子ども福祉」「家庭福祉」「ひとり親福祉」等に移行している自治体などがみられる。

#### 【変更がなかった場合～今後の変更予定】

変更がなかった自治体（38 団体）について、今後の変更予定をたずねたところ、「変更の予定はない」自治体が多く、都道府県では 22 団体（88 %）、政令市・中核市では 10 団体（76.9 %）である。〔政令市・中核市では 15.4 %が無回答〕

### 3. 自助組織

#### （1）母子福祉団体への働きかけ

自助組織については、まず、母子及び寡婦福祉法に規定されている母子福祉団体について、自治体としてどのような働きかけをしているかを複数回答で尋ねている。その結果によると、都道府県では、「事業を委託」が最も多く 37 団体（94.7 %）、次いで「補助金を支給」が 30 団体（76.9 %）、「活動場所を提供」が 15 団体（38.5 %）、「自治体退職者を紹介」が 14 団体（35.9 %）となっている。この他には、「自治体職員の出向」が 2 団体（5.1 %）、「その他」が 1 団体（2.6 %）である。政令市・中核市では、やはり「事業を委託」が最も多く 24 団体（82.8 %）、次いで「補助金を支給」が 23 団体（79.3 %）、「活動場所を提供」が 23 団体（44.8 %）、「自治体退職者を紹介」が 6 団体（20.7 %）となっている。この他には、「その他」が 4 団体（13.8 %）、「特にない」が 2 団体（6.9 %）、「自治体職員の出向」が 1 団体（3.4 %）である。「その他」としては、「自動販売機設置の斡旋」「運営指導」「事務局長に退職者を派遣」などがあげられている。〔都道府県では 2 団体、政令市・中核市では 1 団体が無回答〕このように、都道府県・政令市・中核市の 8～9 割の自治体が母子福祉団体に「事業を委託」していることが特徴であり、その詳細についてみると、以下の表の通りである。

#### ■都道府県における母子福祉団体への事業委託の内容

| No | 委託している事業名                              |
|----|----------------------------------------|
| 1  | 母子家庭等自立促進事業、母子家庭等家庭奉仕員派遣事業、母子家庭等電話相談事業 |
| 2  | 県立母子福祉センター管理運営委託                       |

|    |                                                                                                                |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3  | 母子福祉センター管理、自立促進講習会                                                                                             |
| 4  | 自立促進事業、介護人派遣事業                                                                                                 |
| 5  | 母子家庭等介護人派遣事業、母子家庭寡婦自立促進事業、母子家庭等指導講座事業、親子すこやか交流事業、母子福祉センター委託                                                    |
| 6  | 母子寡婦福祉事業、母子家庭等居宅介護事業、母子福祉センター管理運営事業                                                                            |
| 7  | 母子家庭等生活指導強化事業、母子家庭等就業資格取得支援事業                                                                                  |
| 8  | 母子福祉センター管理運営委託                                                                                                 |
| 9  | 母子家庭等介護人派遣事業、母子・父子家庭等指導講座事業、母子家庭等招待事業                                                                          |
| 10 | 家庭奉仕員派遣事業、指導講座事業、母子家庭厚生生活活動事業                                                                                  |
| 11 | 介護人派遣事業、ほのぼの交流事業                                                                                               |
| 12 | ファミリーダイヤル電話相談事業、母子・寡婦・父子介護人派遣事業、母子・父子家庭交流事業                                                                    |
| 13 | 親と子のいきいき講座                                                                                                     |
| 14 | 母子家庭等介護人派遣事業、児童一時保護事業                                                                                          |
| 15 | 母子及び寡婦自立促進事業、母子福祉会館管理運営、母子・寡婦・父子家庭介護人派遣事業                                                                      |
| 16 | 母子福祉センター運営管理委託、母子家庭等担当相談事業、母子家庭等介護人派遣事業                                                                        |
| 17 | ホームヘルパー養成講座開催事業、介護人派遣事業、特別相談事業                                                                                 |
| 18 | 母子寡婦福祉大会の開催、母子福祉小口資金貸付事業、兵庫県母子家庭・寡婦及び父子家庭介護人派遣事業、兵庫県母子家庭等生活指導強化事業、母子福祉推進事業                                     |
| 19 | 母子家庭及び寡婦自立促進事業、母子家庭・寡婦及び父子家庭介護人派遣事業、母子家庭激励事業                                                                   |
| 20 | 自立促進事業、生活指導強化事業、介護人派遣事業、(県単)ひとり親ふれあい県政教室                                                                       |
| 21 | 母子・寡婦及び父子家庭福祉関係事業                                                                                              |
| 22 | 母子福祉センター管理事務、母子家庭等自立促進対策事業、母子家庭等生活指導強化事業、母子家庭等介護人派遣事業                                                          |
| 23 | 特別相談事業、母子寡婦職業指導事業、母子福祉センター運営事業、母子寡婦福祉大会事業、母子家庭指導者講習会事業、職業相談指導員設置事業、新入学児童激励事業、母子家庭等電話相談事業、若年母子家庭リーダー研修会、介護人派遣事業 |
| 24 | 母子家庭等電話相談事業、母子家庭及び寡婦自立促進講習会事業、母子家庭寡婦介護人派遣事業、母子家庭及び寡婦特別相談事業、若年母子家庭育成事業、若年母子家庭研修事業、母子福祉センター運営事業                  |
| 25 | 介護人派遣事業ほか                                                                                                      |
| 26 | 母子家庭等電話相談事業、母子家庭等介護人派遣事業、母子家庭自立促進対策事業                                                                          |
| 27 | 母子家庭及び寡婦自立促進対策事業                                                                                               |
| 28 | 母子福祉強化推進事業、母子家庭・寡婦および父子家庭介護人派遣事業                                                                               |
| 29 | いきいきふれあい事業、介護人派遣事業、すこやか講座開催事業                                                                                  |
| 30 | 母子家庭等自立支援事業                                                                                                    |
| 31 | ①自立促進講習会、②特別相談事業員、③母子家庭及び介護人派遣事業、④母子家庭等生活指導強化事業                                                                |
| 32 | 母子家庭等自立促進事業、特別相談事業、電話相談事業                                                                                      |



■政令市・中核市における母子福祉団体への事業委託の内容

| No | 委託している事業名                                                                         |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 母子寡婦福祉センター、母子家庭寡婦及び父子家庭介護人派遣、母子家庭生活資金等貸付                                          |
| 2  | 母子家庭等自立促進事業（訪問介護員等養成講習会、特別相談事業）、母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業他                             |
| 3  | 生活指導講座事業、母子家庭等介護人派遣事業                                                             |
| 4  | 母子家庭等介護人派遣事業、父子家庭招待事業                                                             |
| 5  | 母子福祉センターの運営、母子家庭寡婦及び父子家庭介護人派遣事業、父子家庭家事援助サービス事業、母子家庭等児童新入学者のつどい                    |
| 6  | 介護人派遣事業、ひとり親家庭等児童訪問援助事業、自立促進対策事業、母子家庭等指導講座事業、寡婦寮管理                                |
| 7  | 母子・寡婦福祉資金収納事務委託、母子家庭等交流推進事業、母子家庭等介護人派遣事業など                                        |
| 8  | 母子福祉センター管理運営委託、母と子のふれあい事業委託、介護人派遣事業委託                                             |
| 9  | 母子寡婦自立促進生活安定援護事業                                                                  |
| 10 | 母子家庭等招待事業、寡婦招待事業                                                                  |
| 11 | 母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業                                                              |
| 12 | 自立促進事業、小口資金貸付事業、ホームフレンド事業、母子推進員研修会、ほほえみ家族事業（レクリエーション3事業。体育祭、キャンプ、クリスマス（父子家庭参加できる） |
| 13 | 母子家庭等在宅援護事業                                                                       |
| 14 | 母子家庭等福祉対策促進事業、母子福祉会館管理委託事業、母子家庭等在宅援護事業                                            |
| 15 | 母子・父子・寡婦介護人派遣事業（H12年度まで）                                                          |
| 16 | 母子家庭技能習得事業 他                                                                      |
| 17 | 母子家庭等緊急援護資金貸付、母子家庭等介護人派遣事業                                                        |
| 18 | 母子福祉センター施設管理事業                                                                    |
| 19 | 母子家庭等児童生徒入学祝金支給事務、母子家庭等介護人派遣事業、母子家庭等自立促進事業                                        |
| 20 | 母子家庭・寡婦及び父子家庭介護人派遣事業                                                              |
| 21 | 母子福祉センター運営及び母子寡婦福祉事業                                                              |
| 22 | 介護人派遣事業、生活指導強化事業、自立促進対策事業、助けあい資金貸付事業                                              |
| 23 | 母子家庭等生活指導講座                                                                       |

このように、「自立促進事業」「介護人派遣事業」「指導講座事業」「電話相談事業」「特別相談事業」「母子福祉センター管理運営」など、ひとり親福祉の主要な施策が多くの自治体で母子福祉団体に委託という形態で実施されていることがわかる。また、自治体により委託している事業数は様々であり、1つの事業を委託している団体から、多いところでは10程度の事業を委託している団体もある。

## （２）自助組織の存在

各自治体の管轄地域において、上記（１）以外のひとり親世帯の自助組織があるかどうかについてみてみよう。まず、都道府県では、「ない」という回答が約半数を占め18団体（46.2％）、次いで「わからない」が12団体（30.8％）、「ある」が8団体（20.5％）であ

る。政令市・中核市では、やはり「ない」という回答が約半数を占め 14 団体（48.3 %）、次いで「わからない」が 8 団体（27.6 %）、「ある」が 7 団体（24.1 %）である。〔都道府県では 1 団体が無回答〕

#### 【ある場合の対象】

自助組織が「ある」と回答した 15 団体については、①組織名称、②組織の対象、③活動内容、といった 3 点に関する自治体の把握状況について尋ねている。その結果によると、記載された自助組織数は総計で 21 グループ（都道府県 13、政令市・中核市 8）である。

そこでまず、都道府県についてみると、「父子世帯」を対象としている組織が 8 グループ（61.5 %）、「母子世帯」を対象としている組織が 7 グループ（53.8 %）、「寡婦」を対象としている組織が 6 グループ（46.2 %）となっている。政令市・中核市は、「母子世帯」対象が 7 グループ（87.5 %）、「寡婦対象」が 4 グループ（50 %）、「父子世帯」対象が 3 グループ（37.5 %）である。

#### 【ある場合の活動内容の把握】

自助組織が「ある」と回答した 15 団体について、その活動内容をどの程度自治体が把握しているかを「よく知っている」「多少知っている」「ほとんど知らない」の 3 段階で尋ねている。その結果、都道府県では「多少知っている」が最も多く 9 団体（69.2 %）であり、「よく知っている」は 3 団体（23.1%）、「ほとんど知らない」が 2 団体（9.5 %）である。政令市・中核市では、「よく知っている」が 4 団体（50 %）、「多少知っている」が 3 団体（37.5%）、「ほとんど知らない」が 1 団体（12.5 %）となっている。

また、自助組織に対して自治体から「どのような働きかけや接触があるか」について自由記述で尋ねたところ、「理事会・三役会に必要な応じ出席」「総会へ出席」「補助金の交付」「託児ネットワークとの連絡調整」「母子家庭生活指導強化事業の委託」「ひとり親福祉施策の要望を受ける」「母子大会における意見交換」「自主グループの支援」「就職セミナーの共同開催」などがあげられている。

●以上の結果を概観すると、母子及び寡婦福祉法に規定されている母子福祉団体以外のひとり親世帯の自助組織は少なく、かつ、自治体がある存在の有無がわからないという割合も 3 割程度を占めていることがわかる。また、存在を把握している自治体においても、その活動内容を把握している程度についてみると、都道府県では「多少知っている」が 7 割を占めており、「よく知っている」割合は低くなっている。

## 4. 広報活動の現状

ひとり親世帯への広報活動の現状について把握するために、「ひとり親世帯に配付する施策紹介などのパンフレットを発行しているかどうか」を尋ねている。その結果を総計でみると、「発行している」が最も多く 58 団体（85.3 %）であり、「発行していない」団体は 10 団体（14.7 %）である。

#### 【発行している場合の対象】

パンフレットを発行している自治体についてその対象をみると、都道府県では「母子」が45団体（88.2％）と最も多く、「父子」が30団体（58.8％）、「寡婦」が34団体（66.7％）である。政令市・中核市では、「母子」が29団体（90.6％）、「父子」が26団体（81.3％）、「寡婦」が24団体（75％）である。〔政令市・中核市では1団体が無回答〕

#### 【発行している場合の発行方法】

発行方法についてみると、都道府県では「毎年発行」が最も多く44団体（86.3％）であり、その他には「不定期に発行」が5団体（9.8％）、「毎年でないが定期的に発行」が2団体（3.9％）である。政令市・中核市では、同様に「毎年発行」が最も多く20団体（62.5％）であり、「不定期に発行」が7団体（21.9％）、「毎年でないが定期的に発行」が3団体（9.4％）である。〔政令市・中核市では1団体が無回答〕

#### 【発行している場合の配付方法】

パンフレットの配付方法についてみると、都道府県では「福祉事務所の来談時」が最も多く27団体（81.8％）、次いで「母子寡婦団体を通じて」が23団体（69.7％）、「児童扶養手当の窓口」が16団体（48.5％）、「一般窓口やフロアに設置」が14団体（42.4％）、「その他」が11団体（33.3％）である〔注：設問は複数回答〕。その他には「社会福祉協議会を通じて」が5団体（15.2％）、「戸籍の届出時」が4団体（12.1％）、「年金窓口」が3団体（9.1％）、「請求された時のみ配付」が2団体（6.1％）である。「その他」の内訳としては、「母子生活支援施設・児童相談所・ハローワークなどの関係機関」「市町村の窓口」「ひとり親家庭等生活実態調査の訪問時」「小・中・高等学校」「住宅管理センター」などがあげられている。〔都道府県では2団体が無回答〕

政令市・中核市では、同じく「福祉事務所の来談時」が最も多く24団体（96％）である。次いで多いのは都道府県とは順番が異なり「児童扶養手当の窓口」が21団体（84％）となっている。そして、「母子寡婦団体を通じて」が11団体（44％）、「一般窓口やフロアに設置」が7団体（28％）、「社会福祉協議会を通じて」が4団体（16％）、「その他」が4団体（16％）、「戸籍の届出時」が3団体（12％）、「年金窓口」が2団体（8％）、「請求された時のみ配付」が1団体（4％）となっている。「その他」の内訳としては、「各種イベントで配付」「民生委員・児童委員を通じて」「保健所窓口」などがあげられている。

●以上の結果を概括すると、パンフレットを発行している自治体は多く、全体の8割強を占めている。その対象についてみると、都道府県においては政令市・中核市よりも父子世帯を対象とする割合が低い傾向がみられた。また、発行方法については、毎年発行している自治体が都道府県では9割強を占めている一方、政令市・中核市ではそれよりもやや低く6割強であった。さらに、パンフレットの配付方法は、「福祉事務所の来談時」「児童扶養手当の窓口」「母子寡婦団体を通じて」が多いことがわかった。しかしながら、父子世帯には「児童扶養手当」は対象外であり、また「福祉事務所」「母子寡婦団体」では情報が伝達しない場合もあることが推察される。その他にあげられているような「学校」や「住宅管理センター」での配付など多様な工夫が必要であろう。

## ◆調査結果の概要～Ⅱ．施策編～

「施策編」の調査票においては、各事業の実施状況を把握するにあたって、次のような幾つかの着眼点をもとに質問項目を設定している。第一点は、「事業実施年」である。これは、地方分権の時代における施策のあり方を探るうえで注目すべき点であると考えたためである。第二点は、「事業の課題や問題点」、実施していない場合には「実施していない理由」である。事業の実績は統計数値で把握できるが、実施するうえで何が課題であるのかは既存の資料では把握できないため、自由記述で回答できるようにしている。また、事業を実施しないという判断理由を知ること、事業の意味を探りたいと考えた。第三点は、「実際の手続き」である。これも既存の資料で把握できない点であるが、利用率の背景を探るうえで重要な点であると考えたためである。

なお、本調査が対象とした各施策の実施状況については、次ページのグラフを参照されたい。

### 1. 母子家庭及び寡婦自立促進事業について

#### (1) 訪問介護員（ホームヘルパー）養成講習会

この講習会事業は、母子家庭及び寡婦自立促進事業のなかでもっとも中心的な事業であるが、実施している団体は、都道府県の場合、39団体のうち26団体（66.7%）であり、13団体（33.3%）は実施していない。政令指定都市・中核市（以下、政令市・中核市）の場合、実施しているのは29団体のうち14団体（48.3%）であり、半分以上の15団体（51.7%）は実施していない。ひとり親福祉施策としての国の補助事業であっても、事業を実施するかどうかは自治体の判断であり、実施していない団体があることがわかる。

実施している団体の実施方法は、「母子福祉団体等に委託」がほとんどである（都道府県の場合 96.2%，政令市・中核市の場合 100%）。委託先は、「福祉事業協会」「社会福祉事業団」という団体があるものの、それ以外はすべて母子寡婦福祉法で定められた「母子福祉団体」である。

同事業に関する課題や問題点として自由回答であげられているのは、第1に「受講者が集まらない」「希望者の把握が困難」「母子福祉団体の会員が高齢化しており委託先としての機能を果たせない」といった事業の実施そのものに関する問題点、第2に「講習受け入れ施設の確保に時間を要する」「受講するには育児への対応が必要」といった事業を実施した際に生じる問題点、第3に「講習時間が限定されているために就労に結びつくための技能は修得できない」「資格や技能を取得しても就労に結びつかない」といった事業の効果に対する疑問である。

#### (2) 就労促進支援事業

同事業は近年、国の補助事業となった事業であるが、国事業であれ自治体の単独事業であれ実施していると回答した自治体は、都道府県 9 団体（23.1%）、政令市・中核市 4 団体（13.8%）である。やはり、実施していない団体が、都道府県 30 団体（76.9 %）、政令市・中核市 25 団体（86.2%）と多い。